

重要事項説明書

【訪問看護の目的】

かかりつけの医師が、訪問看護が必要と認めた方に対し、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように医療、看護を提供することを目的とする。

【事業所の概要】

事業所名	医療法人社団有隣会 訪問看護ステーションどんぐり 理事長 溝渕 博司
住所	〒762-2305 綾歌郡綾川町滝宮 1122 番地 1
介護保険指定番号	3 7 6 1 5 9 0 0 1 1
サービス提供日及び時間	月曜日～金曜日（ただし、12月30日～1月3日までを除く） 午前8時30分～午後5時30分（緊急時は除く）
サービス提供地域	綾歌郡綾川町・丸亀市綾歌町・高松市香南町、岡本町、川部町、円座町、国分寺町福家、坂出市府中町（上記地域以外の方はご相談下さい）
従業員の数	管理者 看護師 1名 看護師 2. 5名以上 理学療法士、作業療法士等 2名以上

【サービス内容】

- (1) 身体状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の医療管理が必要な場合の身体保清
- (3) 食事・水分などの嚥下、摂取などの指導及び実際の介助
- (4) 自宅でのリハビリテーション
- (5) 褥瘡やその他創の処置
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症の方の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) 医師の指示による医療処置 また、医療器具の取り扱い、使用や指導など

に、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴った、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。(契約書類第10条参照)

【サービス内容に関する相談・苦情・その他】

- (1) 当事業所における苦情の受付

○苦情相談窓口 担当者 乃村 奈美

○受付時間 月曜日～金曜日(年末年始、土、日を除く) 8:30～17:30

○電話 087-876-6656 FAX087-876-6657

- (2) その他の苦情相談窓口と受付時間

***相談電話をされる場合ご自分の住所地の各保険者(市町村介護保険担当課)におかけください**

・綾川町 【相談窓口】電話 087-876-1113 月曜日～金曜日(土、日、祝を除く)
8:30～17:15

・高松市 【相談窓口】電話 087-839-2326 月曜日～金曜日(土、日、祝を除く)
8:30～17:00

・丸亀市 【相談窓口】電話 0877-24-8807 月曜日～金曜日(土、日、祝を除く)
8:30～17:00

・坂出市 【相談窓口】電話 0877-44-5090 月曜日～金曜日(土、日、祝を除く)
8:30～17:00

・国保連合会介護保険課

【相談窓口】電話 087-822-7435 月曜日～金曜日(土、日、祝を除く)
8:30～17:00

苦情処理の手順について上記のいずれかの窓口に電話して頂ければ、それぞれの苦情相談係りが対応いたします。

【その他】

サービス提供の際に事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意ください。

- (1) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱いは致しかねます。
(2) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

事業者

〈事業者名〉 医療法人社団 有隣会
訪問看護ステーションどんぐり
〈住所〉 綾歌郡綾川町滝宮 1122 番地 1
〈電話〉 087-876-6656
〈FAX〉 087-876-6657
〈代表者名〉 理事長 溝渕 博司

